

# 提 言 書

平成28年 9月26日

第5期雲仙市男女共同参画懇話会

～ 男女が互いを認め合い、尊重し、

協力し合うまち 雲仙市 ～

## はじめに

雲仙市は平成27年10月に市政施行10周年という節目の年を迎えました。雲仙市発足からこれまでの間、市が実施された男女共同参画に関する大きな取組みとして、平成19年4月に「雲仙市男女共同参画センター」を設置し、平成20年3月には「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念とした「雲仙市男女共同参画計画」を策定されるなど、男女共同参画の啓発や施策の推進に取り組んでこられました。

また、平成25年3月には、「雲仙市男女共同参画計画」の基本理念及び基本目標である「男女が互いに認め合い尊重し合う社会」、「男女が仕事も家庭もともに担う社会」、「男女が地域や社会に積極的に参画する社会」を引き続き掲げ、各種施策の展開を図る「第2次雲仙市男女共同参画計画」を策定され、計画に沿った取組みが行われており、来年度は計画の最終年度を迎えられることとなっております。

本懇話会は、平成26年10月に市長から委嘱を受け、これまでに6回の会議を開催してまいりましたが、第4期懇話会が行った「提言」の内容を更に実効性のあるものに深めるということに視点を置き、国において推進されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に関する事項も踏まえながら協議を重ねてまいりました。

ここに、「第2次雲仙市男女共同参画計画」に掲げる施策の更なる推進と、次期男女共同参画計画の策定を見据えた意見を集約し、5つの提言としてまとめました。

市におかれましては、本提言の趣旨を十分にご理解いただき、雲仙市の男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進になお一層取り組まれますよう切望いたします。

平成28年 9月26日

第5期雲仙市男女共同参画懇話会  
座長 荒木 美智子

# 《提言1》 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進

## 1. 固定的性別役割分担意識の解消

### 【現状と課題】

雲仙市で平成24年度に実施された市民アンケート結果によると「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した男性は43.5%、女性は32.3%となっています。

また、「男女共同参画社会」という言葉の認知度については、「よく知っている、聞いたことがある」と回答した割合は68.9%となっています。

どちらの項目とも平成19年度の調査時に比べ、若干の改善はみられますが、男女共同参画社会の実現を図るためには、根強く残る固定的性別役割分担意識を解消することが必要です。そのためにも更に男女共同参画社会についての理解を広めていく必要があります。

### ○「男性は仕事、女性は家庭」について

回答項目	男性		女性	
	H19年	H24年	H19年	H24年
そう思う どちらかといえばそう思う	47.9%	43.5%	43.3%	32.3%

### ○「男女共同参画社会」について

回答項目	H19年	H24年
よく知っている 聞いたことがある	56.9%	68.9%

### 【解説】

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、第2次雲仙市男女共同参画計画においては、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念として掲げられ各施策に取り組まれています。

男女共同参画社会を実現するうえで、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という固定的性別役割分担意識を解消することは重要であり、そのためには家庭や地域、職場などあらゆる場において男女共同参画に対する意識の醸成が必要です。

### 【具体的取り組み】

- ・市の広報紙やホームページに男女共同参画に関する記事を掲載するなど広く啓発する。また、毎年実施される人権週間に合わせて、男女共同参画に関する特集ページを設けるなど工夫した広報に取り組む。
- ・男女共同参画に関する講演会や講座の実施に取り組むとともに、開催形式や開催日時など多くの人が参加しやすいように工夫して企画を行う。

## 2. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【現状と課題】

市の政策や、取り組みを進めていくための方針を策定するうえでは、男性だけでなく女性の視点から多様な考え方を反映していくことが重要です。

第2次雲仙市男女共同参画計画（計画期間：平成25年～平成29年）では、平成29年度に市の審議会などの女性委員の割合を31.7%以上とすることを目標に掲げていますが、直近の平成27年度の実績は25.3%という結果となっています。

市の審議会などあらゆる場において、男女の意見が政策や方針の決定に平等に反映されるよう、女性委員の登用を促進していくなどの取り組みが必要です。

### ○市の審議会などの女性委員の割合

基準値（H23）	H25年	H26年	H27年	目標値（H29）
23.4%	24.9%	24.5%	25.3%	31.7%

### 【解説】

男女共同参画社会を実現するためには、市の計画や政策の策定段階において、男性による視点だけでなく、女性の視点による意見も反映することが必要であり、そのため、市の審議会や委員会などに女性委員を積極的に登用し、一方の性別に偏らないバランスのとれた審議会等の運営に努めていく必要があります。

### 【具体的取り組み】

- ・各種審議会等への女性委員の登用を推進する。
- ・幅広い分野から女性の人材に関する情報の収集を進めるとともに、各種委員を募集する際に広く募集情報の提供を行う。
- ・女性が抵抗することなく審議会等へ参加しやすいよう、意識の改革に努める。
- ・各分野で活躍する女性の情報を登録する「女性人材バンク」を創設し、活用することによって審議会等委員への女性の登用を促進する。

### 3. 子どもにとっての男女共同参画の推進

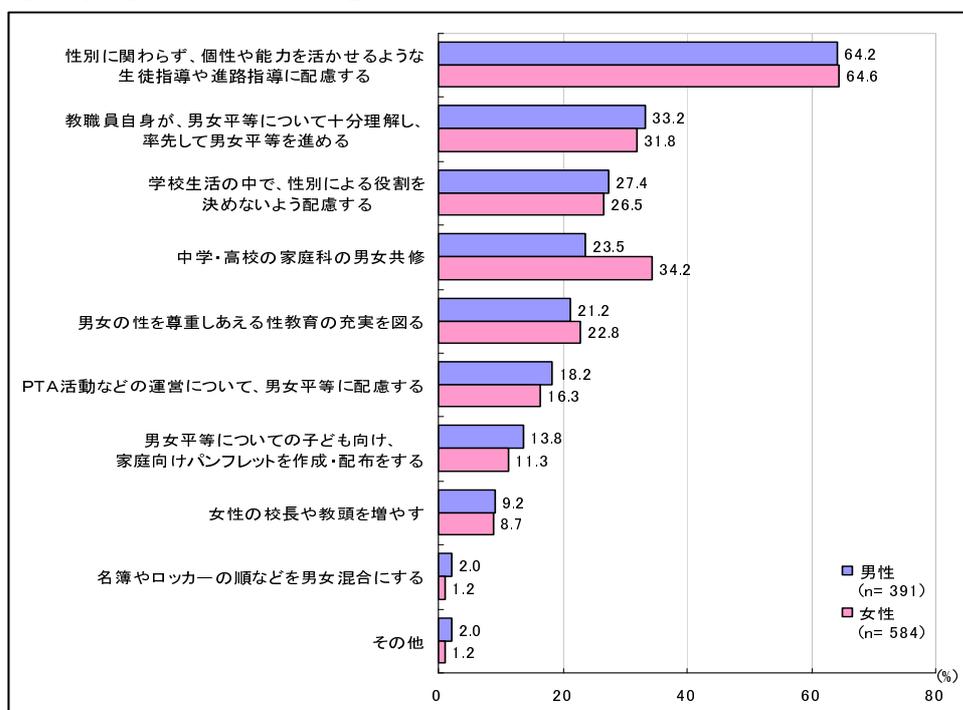
#### 【現状と課題】

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成されます。子どもたちが将来、男女ともに協力し、活力のある社会を実現するためには、家庭や保育園・認定こども園、学校、地域社会などで男女共同参画社会に対する正しい理解を深める機会を提供していくことが重要です。

平成24年度に実施された市民アンケートでは、「学校教育において配慮してほしいことや力を入れてほしいこと」として「性別に関わらず、個性や能力を活かせるような生徒指導や進路指導に配慮する」と答えた割合が最も高くなっています。

このことから、性別に関わらず、子ども一人ひとりの個性や能力を活かすことができ、それぞれに応じた進路の選択ができるような環境が必要です。

#### ○学校教育において、配慮してほしいことや力を入れてほしいこと



#### 【解説】

幼い頃から男女共同参画に関する意識を形成するためには、人格形成の時期である幼児期や就学期において、教育に男女の偏りがなく、またそれぞれの個性や能力を活かせるような教育に配慮することが必要です。

また、子どもの発達段階に応じて互いに認め合い、協力し合う気持ちをつくるような機会を設けることも必要です。

#### 【具体的取り組み】

- ・家庭や学校等において子どもたちの個性や能力を伸ばす子育て、教育に努める。
- ・教育に携わる職員に、男女共同参画についての研修を行い、意識の改革に努める。
- ・子どもにも分かりやすい内容のパンフレットを作成し、男女共同参画の啓発を行う。

# 《提言2》仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

## 1. 男性の家事、育児、介護の参画の推進

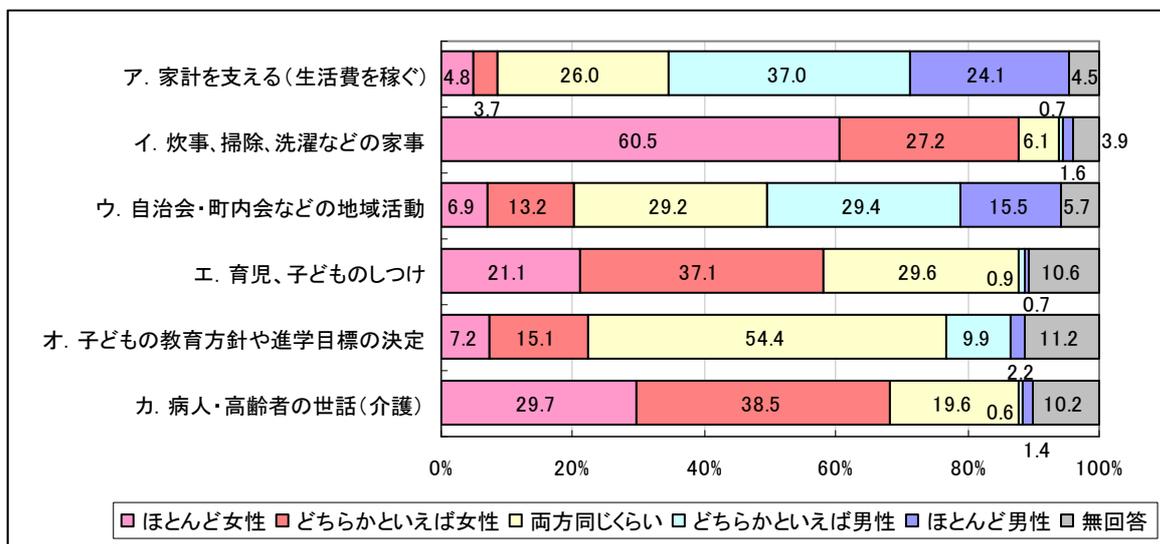
### 【現状と課題】

平成24年度に実施された市民アンケートでは、家庭における役割分担として、家庭における家事や育児、介護は「ほとんど女性、どちらかといえば女性」の割合が多くなっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するうえでは、女性だけでなく、男性も家事や育児、介護に参画することが重要です。

また、男性も育児休業制度を利用するなど、ワーク・ライフ・バランスを実現できるような職場の環境づくりも必要です。

### ○家庭における役割分担



### 【解説】

充実した生活を送るためには、「仕事」と「生活」のバランスを保つことが必要であり、育児や家事、介護などの負担が女性に集中しやすい社会のなかにおいてワーク・ライフ・バランスを確立することは困難であるともいえます。

そのため、女性だけでなく、男性も育児や家事などに積極的に参画し、お互いに協力し合うことによってワーク・ライフ・バランスを実現していくことが必要と考えられます。

### 【具体的取り組み】

- ・「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、広報紙や講座等を活用して啓発活動を行う。
- ・男性が育児や介護に参加しやすいような環境の実現に向けた啓発に努める。

## 2. 女性の就業・起業に対する支援

### 【現状と課題】

平成27年に公表された内閣府による調査結果によると、第1子出産前有職者のうち、女性の約6割が第1子出産を機に離職しています。

女性が仕事と育児を両立するためには、出産してからも職場へ復帰しやすいような環境の整備が必要です。

また、平成28年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが求められています。

### 【解説】

妊娠・出産をきっかけに退職した女性が再び就職することは困難な状況であり、再就職のための支援を行うことが重要です。

また、女性活躍推進法に基づいて各事業所及び各自治体において「一般事業主行動計画」、「特定事業主行動計画」が策定されており、計画に基づいた取り組みを進め、女性が働きやすい環境を整備していくことも必要です。

雲仙市においては、基幹産業が農業であり、農業に従事する女性が働きやすい条件の整備や環境の改善が必要です。

### 【具体的取り組み】

- ・ 講座や相談会などを通して、女性の就業支援や起業支援を実施する。
- ・ 各事業所及び市で策定した事業主行動計画の取り組みを支援する。
- ・ 家族経営協定の締結を推進するとともに、協定の趣旨について理解を広めるよう努める。

## 《提言3》生涯を通じた男女の健康支援

### 1. ライフステージに応じた健康支援の充実

#### 【現状と課題】

男女ともに、生涯にわたって充実した生活を送るためには、身体面・精神面で健康でなければなりません。

特に女性の場合は、「妊娠」、「出産」を経験する方もおり、それぞれのライフステージに応じた健康の支援が大切です。

市では、女性に対する健康支援の目標として「乳がん検診の受診率」と「子宮がん検診率」を挙げていますが、平成27年度の実績は乳がん検診の受診率は29.25%、子宮がん検診の受診率は25.29%となっております。目標値である40%を達成するためにも、受診しやすい環境と体制づくりが必要です。

平成27年中の県内の自殺者数の約7割は男性ということから、女性よりも男性の方が悩みや不安などを抱え込んでしまう傾向にあります。

#### 【解説】

身体面・精神面において健康であり続けるためには、思春期や妊娠・出産、高齢期などライフステージに応じた支援の充実が必要です。

健康診断や女性特有のがん検診などの身体的な健康管理の支援や、悩み相談窓口など心の健康を維持するための支援を行うことが重要であり、支援策について幅広く周知することも大切です。

また、定年を迎える人（特に男性）が、定年後に地域に入れずに悩みを抱えることがないように、支援していく必要があります。

#### 【具体的取り組み】

- ・多くの人が健診を受診できるよう、更に周知活動を強化する。
- ・各種相談窓口について広報紙、ホームページ、掲示物等で幅広い周知を図る。
- ・地域での交流の場を提供するなど、定年後の人に対して楽しみづくり・生きがいづくりに取り組む。
- ・子育てや健康支援等に取り組む地域の団体に対して支援を行うことにより、地域における取り組みを推進する。

# 《提言4》地域コミュニティ及び防災分野における男女共同参画の推進

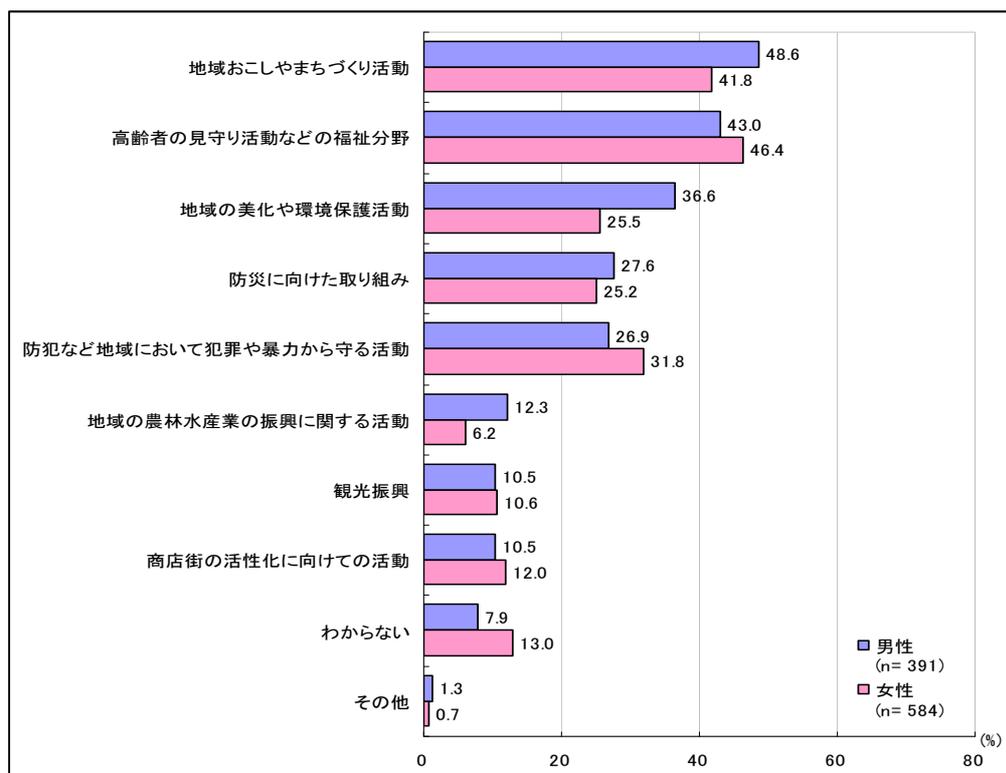
## 1. 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

人口減少が進行し、少子高齢化となっている現在の社会において、男女が地域活動に参画し、地域の活性化に取り組むことは、安心して暮らすために重要です。

平成24年度に実施された市民アンケートの結果からも、地域おこしやまちづくり活動については、男女共同参画の視点が今後必要になるとの結果が出ており、地域社会において男女共同参画を推進することが必要です。

### ○今後ますます男女共同参画の視点が必要になるとされる活動



### 【解説】

男女共同参画社会を実現するためには、それぞれの地域コミュニティのなかでの男女共同参画の推進が必要です。

しかしながら、少子高齢化が進行している現在、地域おこしやまちづくり活動を行う人も高齢化しており、活動を継続することが困難になっていくことが想定されます。

そのため、地域においても男女共同参画の推進を努めるとともに、若い世代の地域活動の参加を促す取り組みが必要であると考えられます。

### 【具体的取り組み】

- ・ 地域において男女共同参画が定着するよう、啓発活動に努める。
- ・ 若い世代が楽しめるようなまちづくり活動を行い、地域の担い手を育成する。
- ・ 自治会における女性役員の登用や地域組織への女性の参画の推進に取り組む。

## 2. 防災分野における男女共同参画の推進

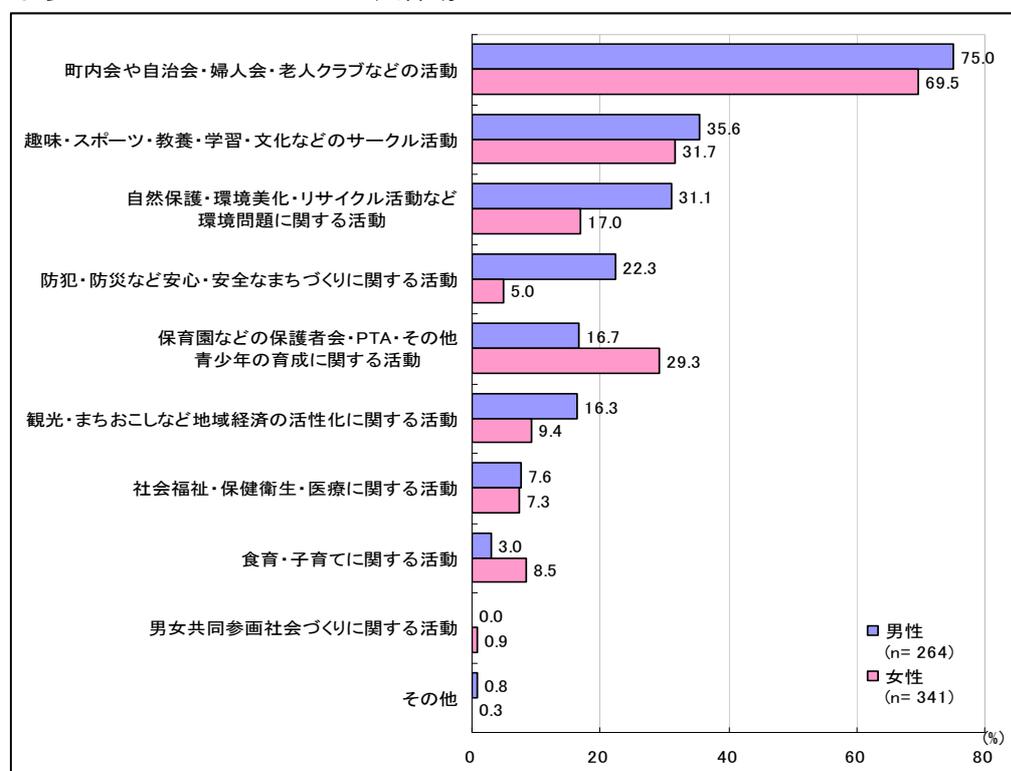
### 【現状と課題】

前述の「今後ますます男女共同参画の視点が必要になると思われる活動」として、「防災に向けた取り組み」と答えた割合は、男性が27.6%、女性が25.2%となっていますが、「実際に参加したことがある地域活動」として防災に関する活動と答えた割合は男性が22.3%、女性は5.0%となっています。

災害時などには、不便な環境での生活を強いられることが予想され、そのなかで家事や育児など負担が女性に集中してしまうことが想定されます。

女性が安心して避難生活を送るためにも、防災分野において女性の視点を取り入れるなどの取組が必要です。

### ○参加したことがある地域活動



### 【解説】

災害時において、不自由な環境のなかで家事全般や育児などの家族の世話が女性のみ集中してしまうことのないよう、災害時及び平常時においても男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを進める必要があります。

また、男性よりも女性の方が近所の家族の構成など地域の状況を把握していることが多いことから、地域での防災活動についても女性が積極的に参加しやすいような働きかけが重要です。

### 【具体的取り組み】

- ・ 防災分野へ女性が積極的に参加できるよう、啓発活動に努める。
- ・ 地域の防災組織に女性委員を積極的に登用し、女性の意見を取り入れやすくする。

## 《提言5》あらゆる暴力の根絶

### 1. 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））の防止と被害者への支援の充実

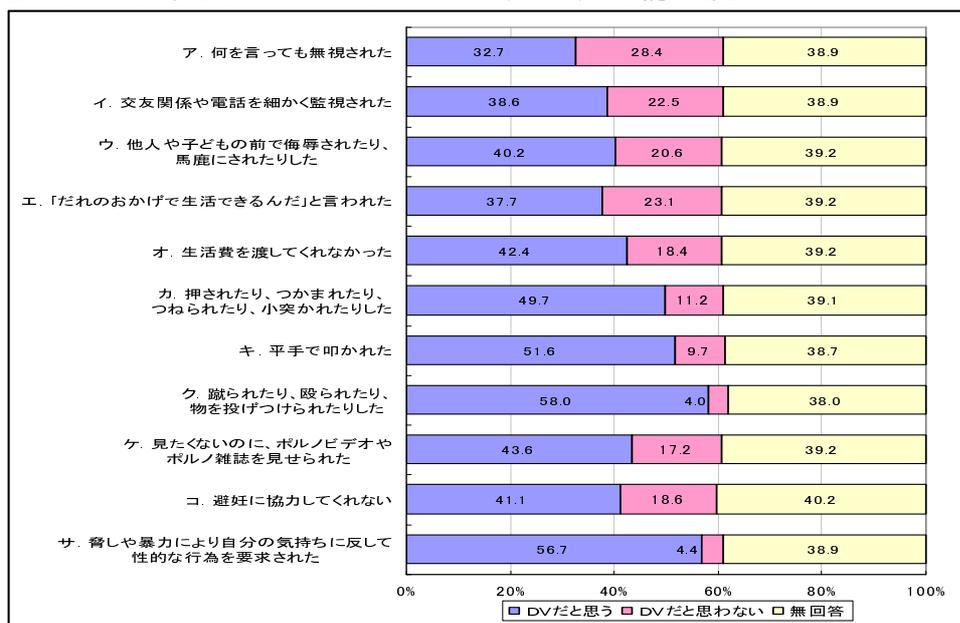
#### 【現状と課題】

内閣府が平成26年に実施した調査によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」などの暴力を受けたことがある男性は16.6%、女性は23.7%という結果となっており、女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けているのが現状です。また、平成24年度に実施された市民アンケートによると、DVの認知度については、身体的な暴力についての認識は広がっているものの、精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力については、十分な理解が進んでいるとはいえない状況です。

DVは被害者だけでなくその周りにいる家族までも影響を及ぼすものであり、親が子ども前で配偶者に暴力を振るう「面前DV」は心理的虐待にあたります。

DVや、セクハラ、ストーカーなどの行為は、重大な人権侵害であり、子どもから高齢者までの一人ひとりが安心して生活するためには、あらゆる暴力を根絶することが重要です。

#### ○ドメスティック・バイオレンス（DV）の認知度



#### 【解説】

DVは重大な人権侵害であり、その行為は許されるものではありません。また女性から男性に対するDVや、学生など若者の間で交際相手から受ける「デートDV」も近年問題となっています。DVが蔓延化、若年化しないためにも、DVに対する理解を深めるための取り組みや、安心して暮らせるよう被害者に対する支援を強化する必要があります。

#### 【具体的取り組み】

- ・ 広報紙や講座等を用いてDVに対する正しい理解を広める。
- ・ 各関係機関との連携を強化し、DVの防止や、被害者の支援に努める。

## 雲仙市男女共同参画懇話会委員

座 長	荒木 美智子
副 座 長	宮崎 一憲
委 員	内田 正洋
委 員	小川 ちさ
委 員	尾崎 早苗
委 員	草野 勝子
委 員	寺尾 祐輔
委 員	古川 鶴
委 員	本田 健吾
委 員	山口 陽子

## 提言までの経緯

日 時	会議名	内 容
平成 26 年 10 月 24 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 雲仙市男女共同参画懇話会について</li> <li>・ 雲仙市男女共同参画施策の取組について</li> </ul>
平成 27 年 2 月 19 日	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画基礎講座</li> </ul>
平成 27 年 7 月 31 日	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画計画進捗状況について</li> <li>・ 提言書の内容について</li> </ul>
平成 27 年 11 月 16 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書（素案）について</li> </ul>
平成 28 年 3 月 24 日	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書（素案）について</li> </ul>
平成 28 年 8 月 22 日	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書（案）について</li> </ul>